

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、成形機オペレーターとして就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、製品検査機治具に引っかかった製品を取り除こうと治具に手を入れたところ、検査機が動き、治具に左手指を挟まれ、負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し、「左第3指末節骨骨折、左第3指挫創」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の主張及び医師の所見を踏まえて、請求人に残存する障害について検討すると、以下のとおりである。

(1) 機能障害について

請求人は、「障害の状態に関する申立書」において、負傷部位は「左手中指」、自覚的運動制限は「ない」と述べており、また、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書によると、障害部位を「左第3指」とするものの、機能障害に係る特別な問題はないとされ、関節可動範囲の測定もなされていない。

また、C病院の診療費請求内訳書の平成〇年〇月分では、傷病の部位及び傷病名に「左肩関節痛症（労災疾病に起因する）」が加筆されているところ、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「左手指受傷時、逃避行動をとった際に左肩関節に負荷がかかったものとする」と述べるも、左肩関節部に係る残存障害については「無し」としている。

さらに、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、請求人の自訴「左中指指尖部電撃痛、しびれ、左肩関節痛」を踏まえて、機能障害に係る運動範囲を測定しているものの、左手中指について、中手指節関節及び近位指節間関節の可動域角度は、健側の1/2以下に制限されているとは認められず、遠位指節間関節の可動域は、完全強直又はこれに近い状態にあるとは認められないとしており、また、左肩関節の可動域についても、主要運動である屈曲（前

方拳上)及び外転(側方拳上)・内転の可動域が健側の3/4以下に制限されているものとは認められないとしている。

上記医師の所見から、当審査会としても請求人の左中指及び左肩関節に機能障害は認められず、いずれも障害等級に該当するものではないと判断する。

(2) 疼痛等感覚障害について

D医師は、上記診断書において、障害の状態の詳細欄に、左手中指の部位を図示するものの、障害の程度に関する具体的記述はないところ、E医師は、上記意見書において、「局所に神経症状を残す(第14級の9)」旨述べている。当審査会としても、左手中指及び左肩関節に「通常の労務に服することができるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの(第14級の9)」に該当する障害があると認められるが、ともに同一系列にある神経系統の障害であるため併合し、障害等級準用第14級と認定した判断は、妥当であると判断する。

なお、請求人は、左手中指は「触っても感覚がない感じ」として、左手中指の疼痛以外の感覚障害を申し立てているが、認定基準上、疼痛以外の異常感覚が発現した場合は、その範囲が広いものに限り、感覚障害(第14級の9)を認定することとしていることから、当審査会としても、障害等級に該当するものではないと判断する。

請求人は、さらに、左手中指について「力が入らなくなった、指先が環指側に曲がっている」と述べているが、障害等級表で評価し得る障害ではないことから、障害等級に該当するものではない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。